

契約締結時交付書面兼投資顧問契約書

この書面は、当社とお客様との投資顧問契約の成立につき、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時に交付する書面」と、「投資顧問契約書」を兼ねる書面です。

契約者

商号又は氏名： _____ 様

商号： 株式会社チャートリーディング

住所： 〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番39号

Tel： 03-3387-7241

金融商品取引業者： 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者です。

登録番号： 関東財務局長（金商）第3191号

－契約にあたってのご注意－

1. 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① お客様を相手として又はお客様のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係のある者にお客様の金銭、有価証券を預託させること
- ③ お客様への金銭、有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

2. お客様の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が金融商品取引法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

3. クーリング・オフの適用

この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下の通りです。なお、本項目中の「書面」には、WEBページからのオンライン申請や、電子メール等の電磁的方法が含まれるものとします。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う損害賠償金、違約金は頂きません。

④ クーリング・オフによる契約解除が成立した場合、お客様から報酬は徴収しません。

⑤ 銀行振込の場合は、お客様が指定する銀行口座に振込にて返金します（その際の振込手数料はお客様負担とします）。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

① クーリング・オフ期間経過後は、書面による意思表示によって、契約を解除することができます。

② お客様の意思表示が当社に到達した時点をもって、投資助言業務を停止します。

③ 契約解除に伴う損害賠償金、違約金は頂きません。

④ 契約が解除された場合、残期間について報酬の返金（日割り計算）を行います（振込み手数料は会員負担）。

4. 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは次の通りです。

【外国為替証拠金取引（FX）の取引にかかるリスク】

① 外国為替証拠金取引（FX）は、取引通貨の価格変動や、スワップポイントの支払いにより、損失が生じるおそれがあります。

また、外国為替証拠金取引（FX）は少額の証拠金で、その差し入れた証拠金を上回る金額の取引を行うことができるため、大きな損失が発生する可能性が

あります。また、その損失額は差し入れた証拠金を上回るおそれがあります。

②相場状況の急変により、証券会社等の取引先金融機関がお客様に提示する買付価格と売付価（レート）のスプレッド幅が広くなったり、レートの提示が困難になる場合があります、お客さまの意図した取引ができない可能性があります。

【株価指数先物・株価指数オプション取引にかかるリスク】

株価指数先物・オプションの価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失が生じるおそれがあります。

また、株価指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る額の取引を行うことができるため、大きな損失が発生する可能性があります。その損失は証拠金の額だけに限定されません。

株価指数オプションの市場価格は、現実の株価指数の変動等に連動するとは限りません。

価格の変動率は、現実の株価指数の変動率に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性があります。

【株式の取引にかかるリスク】

価格変動リスク：株価の変動により、また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

【信用取引にかかるリスク】

信用取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、また、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

5. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用されます。例えば、外国為替証拠金取引・株式取引の売買益に対する課税、スワップ金利等への課税が発生します。

様（以下「甲」という。）と株式会社チャートリーディング（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約を締結した。

（投資顧問契約の締結）

第1条

甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

（助言の内容及び方法）

第2条

乙は、投資顧問契約に基づき、FX(外国為替証拠金取引)や個別株、株価指数にかかる価格変動の予測や売買タイミングを含む投資情報を電子メールにて配信する。配信は、原則として日次・週次の2種類とし、やむを得ず配信ができない場合（年末年始、夏期休暇等）には、その旨、事前に告知を行うものとする。

2. この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次の通りとする。

分析等の業務を行う者 井上義教

助言の業務を行う者 井上義教

乙への連絡方法

連絡先：TEL 03-3387-7241

E-mail inform@chartreading.jp

（秘密の保持）

第3条

乙は、この契約に関連して知り得た甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2. 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

(報酬の額及び支払いの時期)

第4条

本投資顧問契約により甲が当社に支払う報酬、契約期間等は以下に定める通りとする。

① 3ヶ月コース：15,000円（税別）

- ・月初・月中・月末の申し込みにかかわらず、申込初月は無料とする。
- ・課金対象期間は、申込月の翌月1日から3か月とする。
- ・課金方法は、銀行振込のみとする。
- ・無料期間（申込月の月末まで）を経過した翌月初日に契約を締結するものとし、その日から10日間がクーリング・オフ期間となる。このクーリング・オフ期間中に着金確認ができない場合、クーリング・オフ期間の終了と同時に、会員資格を失う。
- ・甲からの解約又は継続の意思表示の有無にかかわらず、契約更新分の着金が確認できない限り、契約は更新されない。
- ・クーリング・オフ期間の経過後に顧客から解約の意思表示があった場合、サービスの利用を速やかに停止するとともに、残期間については日割り清算を行い、返金する（振込み手数料は会員負担）。

<申込みから請求までの流れ>

【例】6月5日に申込があった場合、6月中が無料期間となり、7月1日に契約締結、同日よりクーリング・オフ期間となる。クーリング・オフ期間中に解約の申し出があった場合、その時点で会員資格を失う。クーリング・オフ期間後に解約の申し出がされた場合、7月1日～9月30日までが契約期間となることから、残期間について日割り計算により返金する（振込み手数料は会員負担）。

① 6ヶ月コース：24,000円（税別）

- ・月初・月中・月末の申し込みにかかわらず、申込初月は無料とする。
- ・課金対象期間は、申込月の翌月1日から6か月とする。
- ・課金方法は、銀行振込のみとする。
- ・無料期間（申込月の月末まで）を経過した翌月初日に契約を締結するものとし、その日から10日間がクーリング・オフ期間となる。このクーリング・オフ期間中に着金確認ができない場合、クーリング・オフ期間の終了と同時に、会員資格を失う。

- ・甲からの解約又は継続の意思表示の有無にかかわらず、契約更新分の着金が確認できない限り、契約は更新されない。
- ・顧客から解約の意思表示があった場合、サービスの利用を速やかに停止するとともに残期間については日割り清算を行い、返金する（振込み手数料は会員負担）。

<申込みから請求までの流れ>

【例】6月5日に申込があった場合、6月中が無料期間となり、7月1日に契約締結、同日よりクーリング・オフ期間となる。クーリング・オフ期間中に解約の申し出があった場合、その時点で会員資格を失う。クーリング・オフ期間後に解約の申し出がされた場合、7月1日～12月31日までが契約期間となることから、残期間について日割り計算により返金する（振込み手数料は会員負担）。

② その他の費用

電子メールの受信等に必要なインターネット通信の回線費用やプロバイダ料金、銀行振込時の振込手数料等は、甲の負担とする。

（運用の責任等）

第5条

投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2. 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部もしくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

（契約期間）

第6条

契約期間は、顧客の選択により、3か月単位・6か月単位とする。ただし、契約開始初月に限り、無料でサービスの利用を可能とする。

（契約の終了）

第7条

投資顧問契約は、次の事由により終了するものとする。

- ①契約期間の満了（契約を更新する場合を除く。）
- ②クーリング・オフ又は、クーリング・オフ期間経過後において、甲乙いずれかから書面（WEBを含む。）による契約の解除の申出があったとき

③甲が、別途乙が定める利用規約等に違反したとき

④乙が、投資助言葉を廃業したとき

(反社会的勢力等の排除)

第8条

甲は、乙に対し、甲が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)

(2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 乙は、甲が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき

(2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき

(3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、甲は、乙に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、甲は、解除による損害について、乙に対し何らの請求もすることができない。

(契約書の事項の変更)

第9条

本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

(契約外事項の協議)

第10条

本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本投資顧問契約締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

(乙) 商号 : 株式会社チャートリーディング
所在地 : 〒162-0814
東京都新宿区新小川町6番39号
代表取締役 : 井上義教
電話番号 : 03-3387-7241
登録番号 : 関東財務局長(金商)第3191号